

令和6（2024）年度 燃えないごみ・ペットボトル・紙パック・スチール缶・アルミ缶の収集日程表

※注意 （ ） 付きは、燃えないごみの指定収集日が祝祭日のため、収集日が土曜日に変更された収集日です。														
町名	行政区等	収集日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
矢作町	2・3・4・5・6・7	第4水曜日	24	22	26	24	28	25	23	27	25	22	26	26
	8・9・10・11・12・13・14	第4木曜日	25	23	27	25	22	26	24	28	26	23	27	27
	1・15・16	第4金曜日	26	24	28	26	23	27	25	22	27	24	28	28
横田町	全行政区	第3木曜日	18	16	20	18	15	19	17	21	19	16	20	(22)
竹駒町	全行政区	第3水曜日	17	15	19	17	21	18	16	20	18	15	19	19
気仙町	1・2・3・5	第3金曜日	19	17	21	19	16	20	18	15	20	17	21	21
	6・7・8・9	第4月曜日	22	27	24	22	26	(28)	28	25	23	27	(22)	24
	10・11・12・13・14	第4火曜日	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25
高田町	1・3・4・5	第1月曜日	1	(18)	3	1	5	2	7	(9)	2	6	3	3
	2・16	第1火曜日	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
	7・10・17	第1水曜日	3	1	5	3	7	4	2	6	4	(4)	5	5
	6・8・9・11・18・19	第1木曜日	4	2	6	4	1	5	3	7	5	(11)	6	6
	12・13・14・15	第1金曜日	5	(11)	7	5	2	6	4	1	6	(18)	7	7
米崎町	1・2・3・4・5・6・7	第2月曜日	8	13	10	8	(17)	9	(19)	11	9	(25)	10	10
	8・9・10・11・12・13・14・15・16・17	第2火曜日	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	(15)	11
小友町	1・2・3甲乙・4・5・6・7	第2水曜日	10	8	12	10	14	11	9	13	11	8	12	12
	8・9・10	第2木曜日	11	9	13	11	8	12	10	14	12	9	13	13
広田町	12・13	第2木曜日	11	9	13	11	8	12	10	14	12	9	13	13
	1・2甲乙・3・11・14・15	第2金曜日	12	10	14	12	9	13	11	8	13	10	14	14
	4・5・6・7	第3月曜日	15	20	17	(20)	19	(21)	21	18	16	20	17	17
	8・9甲乙・10	第3火曜日	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18

令和6（2024）年度 燃えるごみ収集日程表

各戸1部ずつお取りください

曜日	町名	行政区等
月	高田町	1～4
	小友町	全行政区
	広田町	全行政区
火	高田町	5～19
	米崎町	全行政区
	竹駒町	全行政区
	横田町	全行政区
水	気仙町	全行政区
	矢作町	全行政区
木	高田町	1～4
	小友町	全行政区
	広田町	全行政区
金	高田町	5～19
	米崎町	全行政区
	竹駒町	全行政区
	横田町	全行政区
土	気仙町	全行政区
	矢作町	全行政区

■燃えるごみの臨時収集日について

月曜祝日に係る分 ⇒ 2024年7月13日（土）  
 2024年9月14日（土）  
 2024年10月12日（土）  
 2025年1月11日（土）  
 臨時に収集する地区：高田町1～4区  
 小友町全行政区、広田町全行政区

「ごみ」を出す際の主な注意事項

●ごみ集積所に出す場合

- ① 指定袋（透明・黄色）で行政区、世帯主名を記入の上、決められた集積所に出してください。（燃えるごみは、一度に3袋まで出せますが、祝日で収集できなかった日の次の収集日は、6袋まで出せます。）  
 （アルミ缶、スチール缶、ペットボトルの資源は、指定袋以外の透明袋でも可とします。）
- ② ごみの種類毎に分別をし、各収集日の当日、午前8時30分までに出してください。
- ③ 紙資源は、種類毎に分別し、全て白い紙ひもで十文字にしばって出してください。
- ④ 段ボールは、50cm×60cm以内にまとめ、白い紙ひもで十文字にしばって出してください。
- ⑤ 燃えるごみ・燃えないごみの大きさは1m（枝等の束は直径30cm）以内にしてください。ただし、自転車はそのまま出すことができます。

●ごみ集積所に出してはいけないもの

- ① 3袋を超える多量のごみ（清掃センターへの持ち込みは可能です。）
- ② 事業系一般廃棄物（事業活動により生じたごみで、商店・医院・美容院等も該当します。）
- ③ 大人用三輪自転車、電動自転車

●集積所に出すことも、清掃センターへの持ち込みもできないもの

タイヤ、ガスボンベ、バッテリー、オートバイ、ブロック、レンガ、タイル、ワイヤーロープ、塗料、廃油、ガソリン缶、混合油缶、農薬等危険薬剤、洗濯機、テレビ、冷蔵庫、エアコン（室外機含む）、消火器、農林漁業用資材、車両部品、モーター類、医療廃棄物、産業廃棄物 など

●清掃センターにごみを持ち込む場合

- ① 平日の受付時間は、午前9時から正午までと、午後1時から午後4時までです。
- ② 土曜日と第3日曜日の受付時間は、午前9時から正午までです。
- ③ 自宅の草、植木の剪定枝の持ち込みは、指定袋または透明な袋に入れるか、長さ1m・直径30cm以内の束にしたうえで、1日軽トラック1台分（800リットル、荷台高程度）までとしてください。  
 ※ 中身の見えない肥料袋、米袋やコンバイン袋等に入れられた場合はお引受けできません。

●ごみの収集及び清掃センターの休業日等

- ① 土曜日午後、第3日曜日午後、第3日曜日以外の日曜日、祝日です。
- ② 12月31日から1月3日までの4日間は休業となります。

※ 庭先等でのごみの焼却は原則禁止されています。たき火など野外焼却禁止の例外の場合でも生活環境への配慮が必要であり、煙害で近隣住民の迷惑にならないようにしてください。

担当 市民協働部まちづくり推進課生活環境係

市役所電話番号：54-2111

清掃センター電話番号：55-5437

令和6（2024）年度 新聞（チラシ）・雑誌・段ボール収集日程表

※注意 （ ）付きは、新聞（チラシ）・雑誌・段ボールの指定収集日が祝祭日のため、収集日が土曜日に変更された収集日です。														
町名	行政区等	収集日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
矢作町	2・3・4・5・6・7	第2水曜日	10	8	12	10	14	11	9	13	11	8	12	12
	8・9・10・11・12・13・14	第2木曜日	11	9	13	11	8	12	10	14	12	9	13	13
	1・15・16	第2金曜日	12	10	14	12	9	13	11	8	13	10	14	14
横田町	全行政区	第1木曜日	4	2	6	4	1	5	3	7	5	(11)	6	6
竹駒町	全行政区	第1水曜日	3	1	5	3	7	4	2	6	4	(4)	5	5
気仙町	1・2・3・5	第1金曜日	5	(11)	7	5	2	6	4	1	6	(18)	7	7
	6・7・8・9	第2月曜日	8	13	10	8	(17)	9	(19)	11	9	(25)	10	10
	10・11・12・13・14	第2火曜日	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	(15)	11
高田町	1・3・4・5	第3月曜日	15	20	17	(20)	19	(21)	21	18	16	20	17	17
	2・16	第3火曜日	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18
	7・10・17	第3水曜日	17	15	19	17	21	18	16	20	18	15	19	19
	6・8・9・11・18・19	第3木曜日	18	16	20	18	15	19	17	21	19	16	20	(22)
	12・13・14・15	第3金曜日	19	17	21	19	16	20	18	15	20	17	21	21
米崎町	1・2・3・4・5・6・7	第4月曜日	22	27	24	22	26	(28)	28	25	23	27	(22)	24
	8・9・10・11・12・13・14・15・16・17	第4火曜日	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25
小友町	1・2・3甲乙・4・5・6・7	第4水曜日	24	22	26	24	28	25	23	27	25	22	26	26
	8・9・10	第4木曜日	25	23	27	25	22	26	24	28	26	23	27	27
広田町	12・13	第4木曜日	25	23	27	25	22	26	24	28	26	23	27	27
	1・2甲乙・3・11・14・15	第4金曜日	26	24	28	26	23	27	25	22	27	24	28	28
	4・5・6・7	第1月曜日	1	(18)	3	1	5	2	7	(9)	2	6	3	3
	8・9甲乙・10	第1火曜日	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4

令和6（2024）年度 空きびん収集日程表

※注意 （ ）付きは、空きびんの指定収集日が祝祭日のため、収集日が土曜日に変更された収集日です。														
町名	行政区等	収集日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
矢作町	2・3・4・5・6・7	第3水曜日	17	15	19	17	21	18	16	20	18	15	19	19
	8・9・10・11・12・13・14	第3木曜日	18	16	20	18	15	19	17	21	19	16	20	(22)
	1・15・16	第3金曜日	19	17	21	19	16	20	18	15	20	17	21	21
横田町	全行政区	第2木曜日	11	9	13	11	8	12	10	14	12	9	13	13
竹駒町	全行政区	第2水曜日	10	8	12	10	14	11	9	13	11	8	12	12
気仙町	1・2・3・5	第2金曜日	12	10	14	12	9	13	11	8	13	10	14	14
	6・7・8・9	第3月曜日	15	20	17	(20)	19	(21)	21	18	16	20	17	17
	10・11・12・13・14	第3火曜日	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18
高田町	1・3・4・5	第4月曜日	22	27	24	22	26	(28)	28	25	23	27	(22)	24
	2・16	第4火曜日	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25
	7・10・17	第4水曜日	24	22	26	24	28	25	23	27	25	22	26	26
	6・8・9・11・18・19	第4木曜日	25	23	27	25	22	26	24	28	26	23	27	27
	12・13・14・15	第4金曜日	26	24	28	26	23	27	25	22	27	24	28	28
米崎町	1・2・3・4・5・6・7	第1月曜日	1	(18)	3	1	5	2	7	(9)	2	6	3	3
	8・9・10・11・12・13・14・15・16・17	第1火曜日	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
小友町	1・2・3甲乙・4・5・6・7	第1水曜日	3	1	5	3	7	4	2	6	4	(4)	5	5
	8・9・10	第1木曜日	4	2	6	4	1	5	3	7	5	(11)	6	6
広田町	12・13	第1木曜日	4	2	6	4	1	5	3	7	5	(11)	6	6
	1・2甲乙・3・11・14・15	第1金曜日	5	(11)	7	5	2	6	4	1	6	(18)	7	7
	4・5・6・7	第2月曜日	8	13	10	8	(17)	9	(19)	11	9	(25)	10	10
	8・9甲乙・10	第2火曜日	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	(15)	11